

証券取引法(有価証券)及び類似する投資サービスにおける投資家保護

証券取引法第2条

- 第1項
  - 第1号 国債
  - 第2号 地方債
  - 第3号 特別の法律により法人の発行する債券(農林債券、商工債券)
  - 第3号の2 SPC法に規定する特定社債券
  - 第4号 社債券
  - 第5号 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(日本銀行への出資証券)
  - 第5号の2 優先出資証券、優先出資引受権証券
  - 第5号の3 SPC法に規定する優先出資証券  
SPC法に規定する新優先出資引受権証券
  - 第6号 株券、新株引受権付証券、新株予約権証券
  - 第7号 **投資信託の受益証券**  
**外国投資信託の受益証券**
  - 第7号の2 投資証券、投資法人債券、外国投資証券
  - 第7号の3 **貸付信託の受益証券**
  - 第7号の4 SPC法に規定する特定目的**信託の受益証券**
  - 第8号 内閣府令で定める約束手形(CP)
  - 第9号 外国証券・証券
  - 第10号 外国法人の発行する証券又は証券で内閣府令で定めるもの
  - 第10号の2 オプションを表示する証券又は証券(カバードワラント)
  - 第10号の3 外国預託証券・証券(DR)
  - 第11号 流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証券
- 第2項
  - 本文前段 **みなし有価証券(登録国債)**
  - 第1号 **銀行等の貸付債権を信託する受益権のうち政令で定めるもの(住宅ローン債権)**
  - 第2号 外国法人に対する権利で前号の性質を有するもの
  - 第3号 **投資事業有限責任組合契約に基づく権利又は民法組合匿名組合契約であって政令で定めるもの**
  - 第4号 投資事業有限責任組合契約に類するものに基づく権利(外国)
  - 第5号 流通の状況が前各項の有価証券に準ずるものと認められかつ同様の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認められるものとして政令で定め**金銭債権**
- 第20項 **有価証券先物取引**
- 第21項 有価証券指数等先物取引
- 第22項 **有価証券オプション取引**
- 第23項 **外国市場証券先物取引**
- 第24項 **有価証券先渡取引**
- 第25項 有価証券店頭指数等先物取引
- 第26項 **有価証券店頭オプション取引**
- 第27項 **有価証券店頭指数等スワップ取引**

有限会社及、(合同)、合名、合資会社の出資持分

変額保険【保険業法】

【信託受益権】  
【信託業法】

【商品ファンド法】  
信託型商品ファンド  
民法組合理型商品ファンド  
匿名組合理型商品ファンド

【不動産特定共同事業法】  
民法組合理型不動産特定共同事業契約  
匿名組合理型不動産特定共同事業契約

【その他の民法組合、匿名組合】  
民法、商法  
アーメンファン  
ドファン  
ド

学校債(金銭債権) 病院債(金銭債権)

【金融先物取引法】  
金融先物取引、店頭金融先物取引、  
為替先渡取引、直物為替先渡取引(外国  
為替証拠金取引)、金利先渡取引、金利  
為替オプション取引

金利・為替スワップ取引

は、投資家保護の制度が個別の法律により設けられているもの  
(注) 第161回臨時国会提出法案ベース